

都市政策部

都市づくり政策課

計画係

- (1) 都市づくりに係る施策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- (2) 都市計画の策定に関すること。
- (3) 都市計画審議会に関すること。
- (4) 都市計画に基づく土地の利用に係る許可、指導その他の必要な措置（他の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (5) 市街地の整備に関すること。
- (6) 国土利用計画に関すること。
- (7) 都市景観に関すること。
- (8) 住居表示に関すること。
- (9) 住居表示審議会に関すること。
- (10) 都市づくり政策課に置く係の所掌事務に関する調整に関すること。
- (11) 都市政策部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、都市政策部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

街路係

- (1) 都市計画道路の設計、施工及び検査に関すること。
- (2) 都市計画事業用地の取得に関すること。
- (3) 都市計画事業用地における支障物件の取扱いに関すること。

公園みどり係

- (1) 公園の設計、施工及び検査に関すること。
- (2) 都市環境の保全に関すること。
- (3) 都市公園台帳の整備及び管理に関すること。
- (4) 公園の管理に関すること。
- (5) 公園の占用許可に関すること。
- (6) 公園の境界明示に関すること。
- (7) 緑地の保全及び緑化の推進に関すること。

建築住宅課

住宅政策係

- (1) 住宅に係る施策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- (2) 市営住宅の整備及び管理に関すること。
- (3) 住宅の耐震化に関すること。
- (4) 建築住宅課に置く係の所掌事務に関する調整に関すること。

開発指導係

- (1) 建築指導に関すること。
- (2) 開発許可申請の許可及び開発指導要綱の協議に関すること。
- (3) 造成宅地に関すること。
- (4) 風致に関すること。

土木課

管理工務係

- (1) 土木施設の管理に関すること。
- (2) 土木工事用資材の調達及び管理に関すること。
- (3) 市道及び法定外公共物の管理並びに使用又は占用に係る許可に関すること。
- (4) 道路台帳及び橋梁台帳の管理記録に関すること。
- (5) 市道及び橋梁の設計、施工及び検査に関すること。
- (6) 河川及び水路の設計、施工及び検査に関すること。
- (7) 土木課に置く係の所掌事務に関する調整に関すること。

明示係

- (1) 市道の認定、変更及び廃止に関すること。
- (2) 市道及び法定外公共物の境界の明示に関すること。
- (3) 公共基準点に関すること。
- (4) 道路台帳及び橋梁台帳の調整に関すること。

交通対策係

- (1) 交通施策に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (2) 交通安全施設の設計、施工及び検査に関すること。
- (3) 交通安全に関する啓発に関すること。

- (4) 放置自転車の対策に関すること。
- (5) 市立駐車場及び路外駐車場に関すること。

下水道課

総務係

- (1) 排水設備工事に関すること。
- (2) 公共下水道の供用開始手続に関すること。
- (3) 公共下水道の使用料及び受益者負担金に関すること。
- (4) 水洗便所の普及促進に関すること。
- (5) 泉北環境整備施設組合（下水道関係）との連絡調整に関すること。
- (6) 下水道に係る施策の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- (7) 予算の編成及び決算の調製に関すること。
- (8) 財政計画及び資金計画並びに資金運用に関すること。
- (9) 資産の再評価及び減価償却に関すること。
- (10) 企業債及び一時借入金に関すること。
- (11) 収入及び支出伝票の審査並びに保管（会計管理者の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (12) 出納その他経理事務（会計管理者の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (13) 下水道課に置く係の所掌事務に関する調整に関すること。

事業係

- (1) 公共下水道の実績調査に関すること。
- (2) 都市計画に基づく公共下水道事業の認可に関すること。
- (3) 公共下水道に係る交付金に関すること。
- (4) 公共下水道に係る工事の設計及び施工に関すること。
- (5) 公共下水道に係る工事の施工に伴う家屋、工作物等の調査及び損失補償に関すること。
- (6) 下水道台帳に関すること。
- (7) 事業場排水の水量及び水質の認定に関すること。
- (8) 悪質排水の取締り及び除外施設に関すること。
- (9) ポンプ場の運転及び管理に関すること。

- (10) 管渠及び柵の管理に関すること。
- (11) 公共下水道敷の占用に関すること。